

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 30 号	三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
都市計画課	<p><b>【改正趣旨】</b>  阪神間都市計画集落地区計画（相野駅周辺地区集落地区計画）の決定に合わせて、集落地区整備計画の制限の実効性を確保し、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため、当該条例の一部を改正するものである。</p> <p><b>【関係法令】</b>  建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 集落地区計画の区域の目的を追加する。【第 1 条関係】</li> <li>2 集落地区整備計画区域を対象区域に追加する。【第 2 条別表第 1 関係】</li> <li>3 相野駅周辺地区集落地区整備計画を計画区域に追加し、併せて文言も追加する。【第 3 条-第 6 条 別表第 2 関係】【第 3 条関係】</li> <li>4 集落地区整備計画区域において、建築物の既存建築物に対する制限の緩和要件を第 8 条 5 項に追加する。【第 8 条関係】</li> </ol> <p><b>【施行期日】</b>  令和 2 年 4 月 1 日</p>